

用途地域による建築物の高さの制限(道路斜線、隣地斜線、北側斜線)

令和4年3月時点

用途地域	道路斜線	隣地斜線	北側斜線	
第一種低層住居専用地域	1.25L	適用なし	1.25L+5m	
第二種低層住居専用地域				
田園住居地域				
第一種中高層住居専用地域		1.25L+20m	適用なし	1.25L+10m (※)
第二種中高層住居専用地域				
第一種住居地域				
第二種住居地域				
準住居地域	1.5L	2.5L+31m	適用なし	
近隣商業地域				
商業地域				
準工業地域				
工業地域				
工業専用地域	Q 3参照	Q 3参照	適用なし	
用途地域の指定のない区域				

備考

1. L:水平距離(m)
2. ※:日影規制において日影時間が指定されている区域(Q 5参照)は適用なし。  
なお、福岡県所管区域の「第一種中高層住居専用地域」及び「第二種中高層住居専用地域」は、日影時間が指定されています。
3. Q 3:用途地域の指定のない区域内の建築物における容積率、建蔽率、道路斜線及び隣地斜線について教えてください。(教えて広場Q&A)
4. Q 5:日影規制の時間について教えてください。(教えて広場Q&A)
5. 詳細は法令をご確認ください。